番号	制度名
国家公	安委員会・警察庁
警察01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察の船舶の用途)
警察02	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察通信施設の非常電源の用途)
警察03	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(指定自動車教習所の教習用車両の用途)

警察 01

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	制度名 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (警察の船舶の用途)			府省名	警察庁
税目	軽油引取税				
区分	□新設	□拡充	■延長		事後

点検項目			評価の	実施状況		課題
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	□明らか				■明らかでない	*
② 所期の目標が達成していない状況	□達成される	ていない	□達成る	されている	■説明なし	0
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
④ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	的記述	□設定なし	0
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(ホ	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	*
⑥ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり				■説明なし	*
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(ホ	艮拠なし)	□定性的記述	□予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況 の実績把握	□把握あり				■把握なし	0
 達成目標の実現状況の将来予測	□予測あり				■予測なし	0
② 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
③ 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
租税特別措置等の相当性						
租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
⑤ 他の政策手段との役 割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	うり	□説明なし	
その他						
16 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	

- 「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (【点検結果表の別紙】参照) により課題が解消したもの。 「圖」: 点検過程における各府省からの補足説明 (【点検結果表の別紙】参照) により課題の 部が解消し
- ③] : 点検過程における各所省からの補足説明 (【点検結果表の別紙】 参照) により課題の 部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が 致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② これまでの本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「警察用船舶数、犯罪検挙状況等」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明に疑問がある。 [過去の実績]
- ② 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが、税収減を是認するような 効果の説明に用いられている次の点検項目には、課題があるため、過去における税収 減を是認するような効果に疑問がある。
 - ⑩ 達成目標(水上警察活動の充実)の実現状況について定性的に「今後も…水上警察活動の重要性が変わることはない」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、その説明に疑問がある。

「将来の見込み〕

- (3) 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - ① 達成目標の実現状況の将来予測について「今後も…水上警察活動の重要性が変わることはない」と定性的に説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、その説明に疑問がある。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け(評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」 欄への補足説明)

国家公安委員会・警察庁の政策体系では、主に犯罪の種類によって施策を分類しているところ、 当該租税特別措置等に係る目的(水上警察活動の充実)は、様々な犯罪捜査等に関係するので、い わば「施策横断的」なものとなっているため、政策体系における位置付けを「市民生活の安全と平 穏の確保」等としている。

例えば、水上での事件・事故における初動警察活動という面に着目すると、基本目標1の業績目標2「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」に関連するし、その後の事件捜査という面に着目すると、基本目標2の業績目標1「重要犯罪に係る捜査の強化」等にも関連する。さらに災害救助の面に着目すると、基本目標5の業績目標2「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」にも関連する。

- ⑤ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 課税免除対象のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数は、平成21年が175隻、平成22年が169 隻である。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況 (評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明) 当該租税特別措置等が適用される警察用船舶数は 169 隻 (平成 22 年) で、その全てに適用実績 があるので、偏り・僅少性はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位代付別指直寺に除る政策の事的計画者						
1	政策評価の対象とした			軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察の船舶の用途)			
	租税特別措置等の名称			(地方税1)(その他:外)			
2	要望の内容			各都道府県警察では、警察用船舶による水難者の捜索・救助、水上犯罪の			
				取締り、水上や離島周辺のパトロール等の水上警察活動を行うことにより、国			
				民の安全・安心を確保しているところ、警察用船舶の動力源に供する軽油の			
				引取りに対しては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。			
3	担当部局	3		生活安全局地域課、長官官房会計課装備室			
4	評価実施	晒時	期	平成 23 年7月(分析対象期間:平成 21 年1月~平成 22 年 12 月)			
5			置等の創設	昭和31年の軽油取引税創設当時から、非課税措置が恒久的に取られてい			
	年度及び	心	正経緯	た。			
				平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に			
				変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。			
6	適用又に	は延	長期間	3年間			
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》			
	等		及びその	警察用船舶の燃料となる軽油の引取りに係る税を免除し、燃料費を削減す			
			根拠	ることにより、国民の安全・安心を確保するための水上警察活動の充実に資す			
				る。 《政策目的の根拠》			
				警察法第2条第1項及び第 36 条第2項			
		2	政策体系	市民生活の安全と平穏の確保(平成 23 年度実績評価計画書の基本目標			
			における	1)等			
			政策目的				
	の位置付け						
	3: 達成目標 及び測定			《租税特別措置等により達成しようとする目標》			
			及び測定	水上警察活動の充実			
			指標				
				// エハズム + ロル + 空 / ケィー し フ ' キー トロ J森 バー / ス フ Yui 宀 + ヒ J森			
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 警察用船舶数、犯罪検挙状況等			
				警察用船舶を適切に運用し、犯罪検挙、保護救助等の水上警察活動を充			
				実させる。			
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》			
				警察用船舶は、			
				○ 密入国·密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り○ 災害·水難時の捜索救助			
				○ 災害・水難時の授案救助 ○ 国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備			
				等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全安心を確保している。その活			
				動に要する燃料の軽油は、限られた予算内で購入しているものであるため、課			
				·			

			税免除措置がなければ、購入できる燃料が減少し警察用船舶の活動が制限
			されることとなり、国民の安全安心を確保するための活動に支障が生じるおそ
			れがある。
有効性	1	適用数等	平成 24~26 年度 ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 169 隻
等			(算出根拠)
			課税免除対象のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数
			平成 22 年中:169 隻
	2	減収額	平成 24~26 年度 約1億 1,200 万円
			(算出根拠)
			過去3か年の課税免除額の平均額
			平成 20 年中:約1億 1,000 万円(約 3,500 キロリットル)
			平成 21 年中:約1億 1,500 万円(約 3,570 キロリットル)
			平成 22 年中:約1億 1,000 万円(約 3,430 キロリットル)
	(3)	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月~平成22年12月)
		目標の実	燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されることにより、限られた予算の
		現状況	中で必要な燃料を確保し、水上警察活動の充実に資している。
		300130	平成21年中は犯罪検挙人員384人、指導警告件数878件、保護救助人員
			194 人、平成 22 年中は犯罪検挙人員 323 人、指導警告件数 583 件、保護教
			助人員 269 人となっている。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21
			年1月~平成 22 年 12 月)
			学察用船舶を含む全ての船舶の動力源に供する軽油の引取りについて
			は、昭和31年の軽油引取税創設当初から課税免除措置の対象となっており、
			租税特別措置等による効果を検証することは困難であるが、今後も、警察用
			松帆やが相直等による効果を検証することは凶難とめるが、するも、言葉用 船舶を活用した密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り、災害・水難
			時の捜索救助、国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備等を担
			「可の技術状態、国际主港等の重要施設に対する海上が5の言葉言論等を担しる水上警察活動の重要性が変わることはない。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間: 平成 21 年1月~平成 22 年 12 月)
			活動に要する燃料の軽油は、限られた予算内で購入しているものであるため、調発を監禁したが、際家用的数の活動が対理されることは対し、関
			め、課税免除措置がなければ、警察用船舶の活動が制限されることとなり、国
į			民の安全安心を確保するための活動に支障が生じるおそれがある。
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年1月~平成
			22年12月)
			当該措置により発生する税収の減少額は、水上警察活動による国民の安
			全安心の確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考
den als let		70 TV (4 D.)	えられる。
相当性	1	租税特別	当該課税免除措置により燃料費が削減され、警察用船舶による水上警察
		措置等に	活動の充実に資することから、当該課税免除措置はその政策目的に整合して
		よるべき	いる。
		妥当性等	* ** 警察用船舶による水上警察活動は、国民の安全安心を確保するために必
			要なものであるが、当該課税免除措置は、財政面からその充実を図るための
			必要最小限の措置である。
			また、課税免除措置の適用要件が、地方税法上、船舶の使用者が当該船
			 舶の動力源として供する軽油と明確に定められている。
			カル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		2	他の支援	他の支援措置はない。
	1		措置や義	
	1		務付け等	
	1		との役割	
	1		分担	
		3	地方公共	当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することにつ
	1		団体が協	いては相当性がある。
	1		力する相	
			当性	
10	有識者の)見	解	特段の審議会等での検討結果等はない。
	1			
	1			
11	前回の事	前	評価又は事	
	後評価0	実	施時期	

警察 02

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	制度名 常電源の用途)		例措置の延長	· (警察)	通信施設の非	府省名	警察戶	ř
税目	軽油引取税							
区分	□新設	ť	□拡充		■延長		事後	
点	検項目			評価の気	実施状況			課題
租税特別措施	置等の合理性							
	目的の根拠・政 系での位置付け	□明らか				■明	らかでない	*
	の目標が達成し ない状況	□達成されて	ていない	■達成 さ	されている	□説□	明なし	0
租税特別措置	置等の有効性							
③ 達成目	目標	■説明あり				□説□	明なし	
④ 測知	定指標の設定	■定量化		□定性的	的記述	□設	定なし	0
⑤ 適用数	数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把	屋なし	*
⑥ 佐沙状治	少・偏りのない 兄	□説明あり				■説	明なし	0
⑦ 適用数	数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	■予	測なし	0
⑧ 減収額	質の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把	屋なし	:
9 減収額	質の将来予測	□定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	■予	測なし	0
⑩ 達成目	目標の実現状況 責把握	■把握あり				□把	屋なし	0
⑪ 達成目	目標の実現状況 k予測	□予測あり				■予	測なし	0
② 税収测 実績研	成是認の効果の 確認	■説明あり				□説□	明なし	0
① 税収测 将来身	減是認の効果の 見込み	□説明あり				■説	明なし	0
租税特別措置	置等の相当性				''			
)手段をとる必 ・適切性	■説明あり				□説□	明なし	
⑤ 他の政制分割	対策手段との役 旦	■他の政策	手段はない	□説明あ	50	□説□	明なし	
その他								
16 政策目	目的への寄与	■説明あり				□説□	明なし	

- 「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題が解消したもの。 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題の 部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が 致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② これまでの本租税特別措置等により達成しようとする目標(警察通信の途絶防止) は既に達成されていると説明されているが、引き続き実施する理由が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数(目標 0 件)を目標としているが、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - (2)以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
 - ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、「平成20年度12,162リットル、平成21年度11,643リットル、平成22年度15,246リットル」と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る免税軽油使用数量の全体数からみて想定外に僅少でないことについて説明されていない。
 - (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明に疑問がある。 [過去の実績]
 - ② 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、減収額の実績と効果を対比するために用いることになる次の点検項目について も課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、「課税免除措置により燃料費の支出に伴う経費が 節減され、各非常用電源装置に必要な量の軽油が確実に確保され、警察通信の途絶 防止に効果を発揮した」と説明しているが、適用事業者数(54 団体)に対する減 収額は僅か約 40 万円と少額になっており、これだけの少額な減収額(1 団体当た り約1万円)でもって、「各非常用電源装置に必要な量の軽油が確実に確保され、 警察通信の途絶防止に効果を発揮した」ことになるのか不明であるため、本租税特 別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

「将来の見込み】

- ③ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - ②③① 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計並びに達成目標の実現状況について予測されていないため、適用及び減収額並びに本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け(評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」 欄への補足説明)

国家公安委員会・警察庁の政策体系では、主に犯罪の種類によって施策を分類しているところ、 当該租税特別措置等に係る目的(警察通信の途絶防止)は、警察活動全般に関係するので、いわば 「施策横断的」なものとなっている。そのため、政策体系における位置付けを「市民生活の安全と 平穏の確保」等としている。

⑤ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 対象団体数の母数は54団体で、その内訳は、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、

45 の府県情報通信部、4 つの方面情報通信部 (函館、旭川、釧路、北見)及び3 つの管区警察局 (近畿、中国、九州)の情報通信部の合計である。

各年度の適用事業者数は、

平成 20 年度 38 団体

平成 21 年度 36 団体

平成 22 年度 36 団体

である。また、上記期間内で適用実績がないのは54団体中5団体である。

(平成20年度から22年度における適用事業者数は54団体中49団体である。)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	11	依付が相直寺に休る政界の事前計画者				
1	政策評価の対象とした	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察通信施設の非常電源の用				
	租税特別措置等の名称	途) (地方税2)(その他:外)				
2	要望の内容	警察では、無線多重回線、各種の移動通信システムを独自に整備・維持管				
		理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は				
		24 時間活動を続けており、その活動に必要不可欠な警察の神経系統ともいえ				
		る警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施				
		設が停電した場合でも、非常用電源装置を稼働することにより、警察通信施設				
		の機能を維持し続ける必要がある。その非常用電源装置に使用する軽油の引				
		取りについては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。				
3	担当部局	情報通信局情報通信企画課				
٥		1月10世后月1月10世后上四床				
4	評価実施時期	平成 23 年 7 月 (分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 23 年 3 月)				
5	租税特別措置等の創設	昭和36年に非課税措置が恒久措置として定められた。				
	年度及び改正経緯	平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に				
		変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。				
6	適用又は延長期間	3年間				
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 警察の各電気通信設備に非常用電源装置を備え、災害等発生時に商用 電源の停電が生じた場合であっても、それらを稼働させることにより、 救出救助、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保し、国民の 安全・安心を確保することを目的とする。 《政策目的の根拠》 警察法第2条第1項 国家公安委員会・警察庁防災業務計画第2編第1章第1節第2及び第 2編第1章第2節第3(平成19年1月決定)				
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	市民生活の安全と平穏の確保(平成 23 年度実績評価計画書の基本目標 1) 等				
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 無線中継所において商用電源の停電による警察通信の途絶を防止する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数				
		(目標0件)				

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》							
			課税免除措置により、燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用							
			電源装置に必要な量の軽油が確保されるため、警察通信の途絶を防止す							
-		- Note and the Arts	ることが可能となる。							
		① 適用数等	適用事業者数:54 団体							
4			平成 22 年度 15, 246 リットル							
			平成 21 年度 11,643 リットル							
			平成 20 年度 12,162 リットル							
			災害の規模等によって商用電源の停電状況は異なるので、将来の免税							
			軽油使用数量は予測できない。							
		②減収額	平成 22 年度 約 49 万円							
			平成 21 年度 約 37 万円							
			平成 20 年度 約 39 万円							
			 (各年度の免税軽油使用数量に暫定税率 32.1円/リットルを乗じて算出)							
			災害の規模等によって商用電源の停電状況は異なるので、将来の減収							
			一次との成長すによって同用电源の序電水がは異なるので、利木の域で 額は予測できない。							
		◎ 効用 達哉	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成23年3月)							
		③ 効果・達成 目標の実								
		現状況	せ、警察通信の途絶を防止している。							
			無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数							
			平成 22 年度 O 件							
			平成 21 年度 O 件							
			平成 20 年度 O 件							
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平							
			成 20 年 4 月~平成 23 年 3 月)							
			課税免除措置により燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用電							
			源装置に必要な量の軽油が確実に確保され、警察通信の途絶防止に効果 を発揮した。							
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析							
			対象期間:平成20年4月~平成23年3月)							
			各非常用電源装置に必要な量の軽油の確保が困難となり、警察通信が 途絶し、警察活動に支障が生じる。							
			近代し、言奈泊期に文牌が主じる。							
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月							
			~平成 23 年 3 月)							
			東日本大震災においては、東北5県で48か所の無線中継所が停電した							
			が、24 時間体制で非常用電源装置の燃料である軽油を補給し、非常用電							
			源装置を稼働し続けることにより、被災状況の把握、被災者の救出救助							
			や避難誘導、行方不明者の捜索等に不可欠な警察通信の途絶を防止する							
			ことができた。その他の災害等においても、非常用電源装置を稼働させ、							
			警察通信の途絶を防止している。							
1			日 不思旧くを記さば上している。							

9	相当性	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	当該課税免除措置は「警察の用に供する電気通信設備の電源」という 公益性及び重要性の極めて高い用途に供する軽油の引取りのみを対象と しているものであり、課税免除の対象として妥当である。
	G	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	他の支援措置はない。
	(3 地方公共団体が協力する相当性	都道府県警察の活動に必要な警察通信が確保されることから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相 当性がある。
10	有識者の身	見解	特段の審議会等での検討結果等はない。
11	i 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		

警察 03

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	軽油引取税の課税免除の の教習用車両の用途))特例措置の延長(指定自動車教習所	府省名	警察庁
税目	軽油引取税				
区分	□新設	□拡充	■延長		事後

·					
		評価の領	実施状況		課題
□明らか				■明らかでない	*
□達成される	ていない	□達成さ	されている	■説明なし	0
■説明あり				□説明なし	
■定量化		□定性的	 约記述	□設定なし	0
■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
□説明あり				■説明なし	*
■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□予測なし	
■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□予測なし	
■把握あり				□把握なし	0
□予測あり				■予測なし	0
■説明あり				□説明なし	0
□説明あり				■説明なし	0
■説明あり				□説明なし	
■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	
■説明あり				□説明なし	
	 ■説明あり ■定量化 □定量化 □定量化 ■定量化 ■定量化 ■に量化 □控量の □を量い □を引力 □が明あり □説明あり □説明あり ■説明あり ■他の政策 	□達成されていない ■説明あり ■定量化 □定量化(根 □説明あり ■定量化 □定量化(根 □定量化 ■定量化 □定量化 ■把握あり □予測あり ■説明あり □説明あり ■他の政策手段はない	□明らか □達成されていない □達成さ ■説明あり ■定量化 □定量化(根拠なし) □説明あり ■定量化 □定量化(根拠なし) ■定量化 □定量化(根拠なし) ■定量化 □定量化 ■定量化 □定量イ ■に関あり □予測あり ■説明あり ■説明あり ■説明あり ■説明あり ■説明あり ■説明あり	□達成されていない □達成されている ■応量化 □定性的記述 ■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述 □説明あり □定量化(根拠なし) □定性的記述 ■定量化 □定量化(根拠なし) ■定量化 □定量化(根拠なし) ■把握あり □テ測あり ■説明あり □説明あり ■説明あり □説明あり ■他の政策手段はない □説明あり	□明らか ■明らかでない □達成されていない □達成されている ■説明あり □説明なし □定量化 □定性的記述 □把握なし □説明あり ■説明なし □定量化 □定量化(根拠なし) □产測なし □定量化 □定量化(根拠なし) □円提なし □定量化 □定量化(根拠なし) □予測なし ■記明あり □説明なし ■説明あり □説明なし ■説明あり □説明なし ■説明なし ■説明なし ■他の政策手段はない □説明なし

- 「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題が解消したもの。
- 「②」:点検過程における各府省からの補足説明 (【点検結果表の別紙】参照) により課題の 部が解消したもの (なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が 致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② これまでの本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況、適用数が僅少であることの理由が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(軽油引取税による非課税措置の合計額)は減収額(年間1,500万円程度)と同一であることから、税収減を是認する有効性(費用対効果)を確認しようとしても、減収額(年間1,500万円程度)と効果(年間1,500万円程度の非課税措置の合計額)が同一であることから、適切に有効性を確認できないものとなっている。
 - (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明に疑問がある。 [過去の実績]
 - ⑩⑫ 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが、説明に用いられている 測定指標((1) 参照)に課題があるため、過去における税収減を是認するような効果 に疑問がある。

[将来の見込み]

- ①③ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる測定指標((1)参照)についても課題がある。
- 注 背景にある政策の補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に 不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け (評価書中 7 ② 「政策体系における政策目的の位置付け」 欄への補足説明)

当該租税特別措置等に係る目的(運転免許の取得の支援及び地域の交通安全の確保)は、交通全般にわたるものであり、かつ特定の業績目標を実現するための施策と位置付けることができないことから、政策体系における位置付けを「安全かつ快適な交通の確保」としている。

⑥ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

平成22年度において、当該租税特別措置等が適用され得る指定自動車教習所数(対象団体の母数)は595校であるところ、当該租税特別措置等の適用数は50校であることから、僅少性は認められる。

また、適用状況を地域別にみると26道県に及んでおり、地域的な偏りは認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	11	代行別指直寺に徐る以東の事則評価書
1	政策評価の対象とした	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(指定自動車教習所の教習用車
	租税特別措置等の名称	両の用途) (地方税3)(その他:外)
2	要望の内容	自動車教習所事業を営む者が、道路交通法第 99 条第 1 項の規定による
		指定を受けた一定の指定自動車教習所の施設内において、自動車の運転
		に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が
		危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指
		導装置を備えた機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けて
		いるものを除く。)の動力源の用途に供する軽油の引取りに対しては、引
		き続き軽油引取税を課さないものとすること。
3	担当部局	交通局運転免許課
4	評価実施時期	平成 23 年7月(分析対象期間:平成 18 年4月~平成 23 年3月)
5	租税特別措置等の創設	平成4年度に非課税措置が3年間の時限で新設され、平成7年の1度の延
	年度及び改正経緯	長を経て平成 10 年度から恒久化された。
		平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に
	W	変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその 接拠	平成 22 年末現在の運転免許保有者数は約8,101万人、16歳以上の免許
	10.700	適齢人口当たりの免許保有率は 73.7%で、その大多数は、指定自動車教
		習所の卒業者であり、運転免許を取得しようとする者にとって指定自動
		車教習所は必要不可欠なものである(平成 22 年における運転免許試験合
		格者中に占める指定自動車教習所の卒業者の割合は、96.3%である。)。
		また、指定自動車教習所は、都道府県公安委員会の委託に基づき、運
		転免許の更新をする場合に受講することが定められている高齢者講習等
		を実施しているほか、ペーパードライバー教習を始め、地域住民に対す
		る交通安全教育を積極的に推進するなど、地域における交通安全センタ
		一としての役割も担っている。
		以上のように高い公共性を有する指定自動車教習所事業を支援するこ
		とで、国民の運転免許取得を支援するとともに、地域の交通安全の確保
		に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》
		警察法第2条第1項
		道路交通法第 98 条第1項、第 99 条の5第5項及び第 97 条の2第1項第2号
	② 政策体系	安全かつ快適な交通の確保(平成 23 年度実績評価計画書の基本目標4)
	における	
	政策目的 の位置付	
	け	

	:	③ 達成	:目標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			測定 〇 地域の交通安全センターとしての機能を持つ指定自動車教習所の経営
		指標	
		10.1%	〇 国民の免許取得の支援
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			指定自動車教習所が受ける軽油引取税による非課税措置の合計額(目標:前
			年度と同程度を維持する。)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			指定自動車教習所は地域住民の運転免許取得の受け皿になっていること
			に加え、地域の交通安全センターとしての機能も果たしていることから、軽油引
			取税の非課税措置により指定自動車教習所の経営を支援することで、国民の
			免許取得を支援するとともに、地域の交通安全を確保することができる。
8	有効性	① 適用	数等 平成 22 年度中
	等		全国で 50 校の指定自動車教習所
			平成 23 年度以降もほぼ同数と推計
		② 減収	額 年間約 1,500 万円の減収が予想される。(平成 22 年度中に、50 校の指定自
			動車教習所が計約 1,500 万円(約 470 キロリットルの免税軽油使用数量に暫定
			税率 32. 1 円/リットルを乗じて算出)の非課税措置を受けている(平成 22 年度
			の適用状況に関する全国調査による)。)
		③ 効果	·達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年4月~23 年3月)
			の実 軽油の引取に関して軽油の非課税措置を受けている指定自動車教習所
		現状	
			定を受けており、地域住民の運転免許取得のための受け皿となっており、地域
			の安全の確保にも重要な役割を果たしている。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18
			年4月~23年3月)
			50 校の指定自動車教習所が昨年度で計約1,500 万円(約470キロリットルの
			免税軽油使用)の非課税措置を受けており(平成 22 年度中の適用状況に関する全国調査による。)、指定自動車教習所1校当たり30万円程度の非課税を
		1	
			1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			非課税措置が廃止されることによる支出の増加により、指定自動車教習所
			の経営悪化につながり、国民の免許取得や地域の交通安全の確保に支障が
			生じるものと考えられる。
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年4月~平成
			23 年3月)
			当該措置による税収の減少額は、国民の免許取得の支援、地域の交通安
			全の確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられ
			 వం
			の経営悪化につながり、国民の免許取得や地域の交通安全の確保に支障が生じるものと考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年4月~平成23 年3月) 当該措置による税収の減少額は、国民の免許取得の支援、地域の交通安全の確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられ

9 相当性 ① 租税特 措置等 よるべき 妥当性	する教習車両の動力源の用途に供する軽油と明確に定められていることにより、当該措置の政策目的が、指定自動車教習所の経営の支援により国民の
② 他の支 措置や 務付け との役割 分担	・
③ 地方公 団体が カする 当性	はなり、地域の交通安全の確保に資する結果となっている。
10 有識者の見解	特段の審議会等での検討結果等はない。
11 前回の事前評価又は 後評価の実施時期	事